

第5章

養育費、面会交流の状況

全国比較

本節は、養育費についての分析ですが、本節では22ページの図7-2において、「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」「未婚」を選択した方みのデータを用いて分析しています。換言すれば、「死別」「遺棄」「行方不明」「その他」を除いたデータとなっています。

図5-1-1は、母子世帯における養育費の取り決め状況について、2021年全国調査の状況と比較したものです。「取り決めをしている」割合は、沖縄県では32.1%でしたが、全国では46.8%であり、沖縄県のほうが14.7ポイント少ない状況でした。

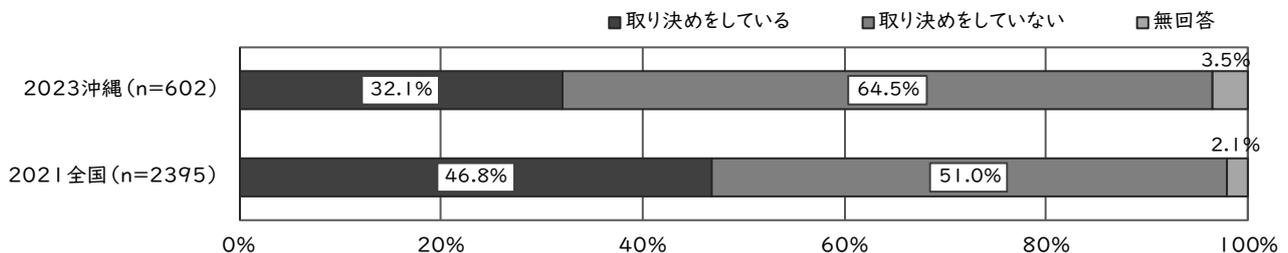
図5-1-2は、図5-1-1で養育費の「取り決めをしている」を選択した場合の、その取り決めの方法について、全国の状況と比較したものです。「文書あり(判決、調停、審判など判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)」は、沖縄県では37.8%、全国では60.2%、「文書あり(その他の文書)」は、沖縄県では23.8%、全国では16.5%、「文書なし」は、沖縄県では36.8%、全国では23.1%でした。裁判所などを通す「文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)」は、沖縄県では全国に比べ低いことがわかりました。

図5-1-3は、父子世帯における養育費の取り決め状況について、2021年全国調査の状況と比較したものです。「取り決めをしている」割合は、沖縄県では17.4%でしたが、全国では28.2%であり、沖縄県のほうが10.8ポイント少ない状況でした。

父子世帯については、「取り決めをしている」のサンプル数が少ないため、取り決めの方法についての全国との比較は行っていません。

母子

図5-1-1 【母子】養育費の取り決めの状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください



経年比較

図5-1-4は、母子世帯における養育費の取り決め状況について、前回の2018年沖縄県調査と経年比較したものです。「取り決めをしている」のは、前回調査では30.6%でしたが、2023年沖縄県調査では32.1%と1.5ポイント増加していますが、「取り決めをしていない」も62.0%から64.5%と2.5ポイント増加していることがわかりました。

図5-1-5では、父子世帯における養育費の取り決め状況について、母子世帯同様、前回調査と経年比較したものです。「取り決めをしている」のは、前回調査では8.8%でしたが、2023年沖縄県調査では17.4%と8.6ポイント増加しています。一方で、「取り決めをしていない」は86.8%から79.7%と7.1ポイント減少していることがわかりました。

図5-1-4【母子】養育費の取り決め状況

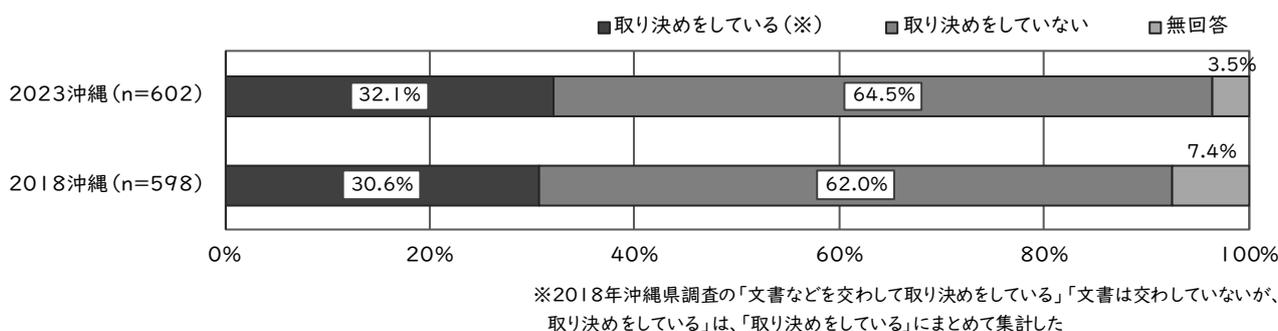
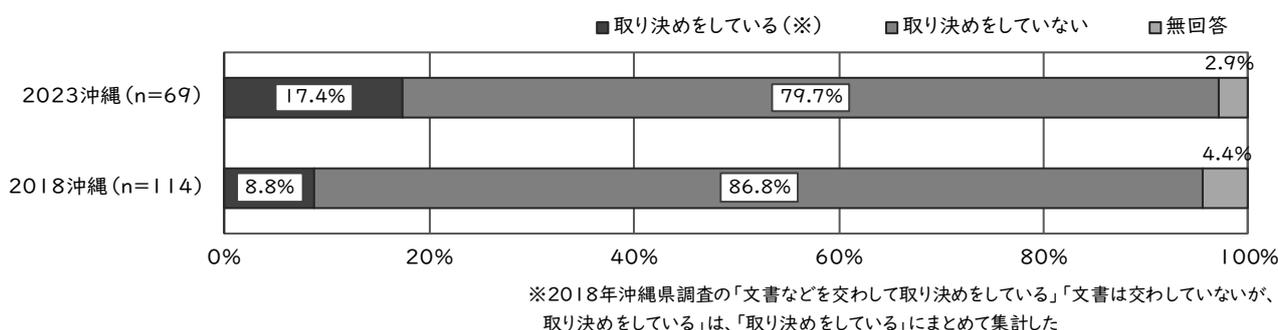


図5-1-5【父子】養育費の取り決め状況



就労収入 × 養育費の取り決め状況

図5-1-6は、母子世帯における養育費の取り決め状況を、就労収入階級別に見たものです。

200万円以上の3つの階級では、「取り決めをしている」割合がほぼ4割でしたが、100万円未満では20.3%、100万～200万円未満では34.1%と低くなっていました。特に、100万円未満の母親の「取り決めをしている」割合の低さが目立つ結果と言えます。

参考に、図5-1-8において、2021年全国調査の同様のデータを提示しています。全国においても、就労収入階級が低くなると、「取り決めをしている」割合は低くなる傾向が見えます。また、どの階級でも沖縄県(図5-1-6)のほうが全国より低くなっていましたが、特に100万円未満と400万円以上の階級は、他の階級に比較して、沖縄県と全国の差が大きくなっていました(それぞれ20.0ポイントと17.9ポイント。それ以外の階級は、9.8ポイントから13.6ポイント)。

図5-1-7は、父子世帯における養育費の取り決め状況を、就労収入階級別に見たものです。サンプル数が少ないことに留意が必要です。結果として有意差はありませんが(サンプル数が少ないことが影響していると考えられます)、母子世帯と同様に、200万円以上の3つの階級では、「取り決めをしている」割合は高く、200万円未満の階級では低くなっていました。

参考に、図5-1-9において、2021年全国調査の同様のデータを提示しています。やはり、就労収入階級が低くなると、「取り決めをしている」割合は低くなっていました。ただ、沖縄県と全国との比較に注目すると、収入階級によっては差が見えない場合もありました。

図5-1-6【母子】就労収入 × 養育費の取り決め状況

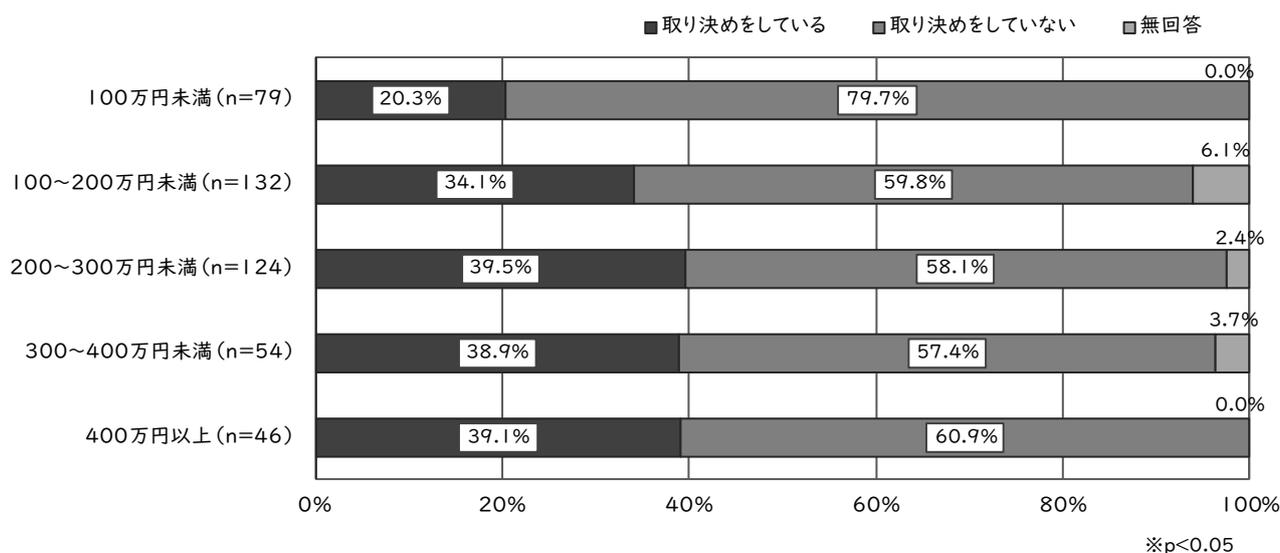
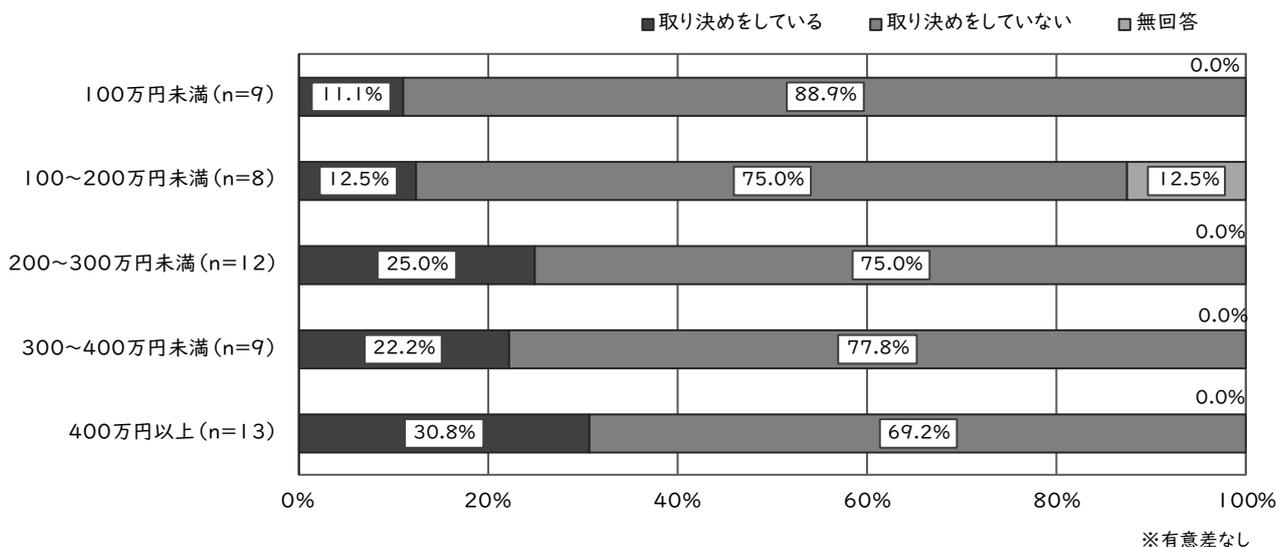


図5-1-7 【父子】就労収入 × 養育費の取り決め状況



参考：2021年全国調査

図5-1-8 【母子/2021全国】就労収入 × 養育費の取り決め状況

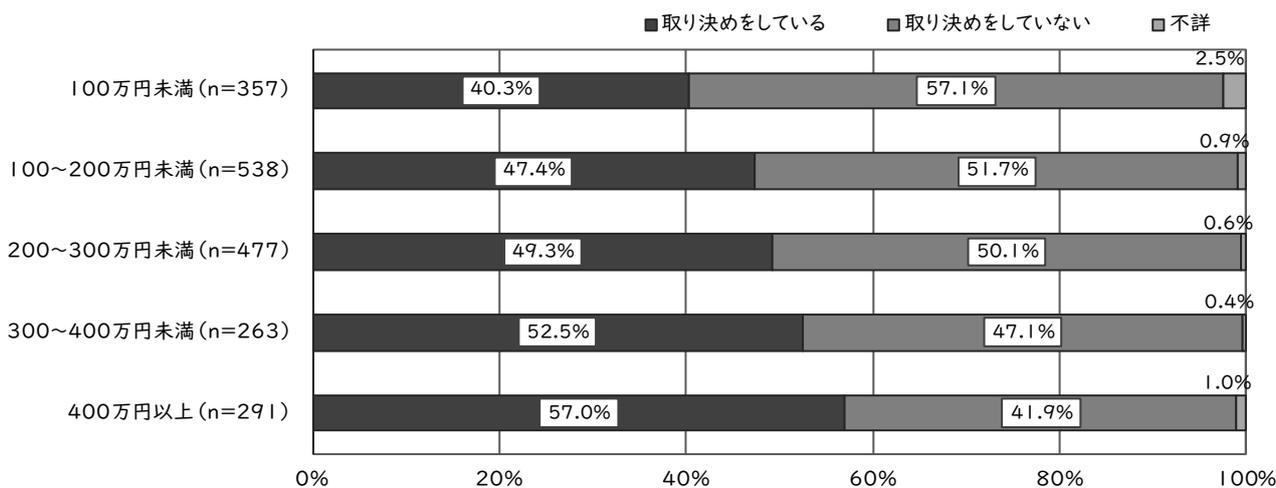


図5-1-9 【父子/2021全国】就労収入 × 養育費の取り決め状況

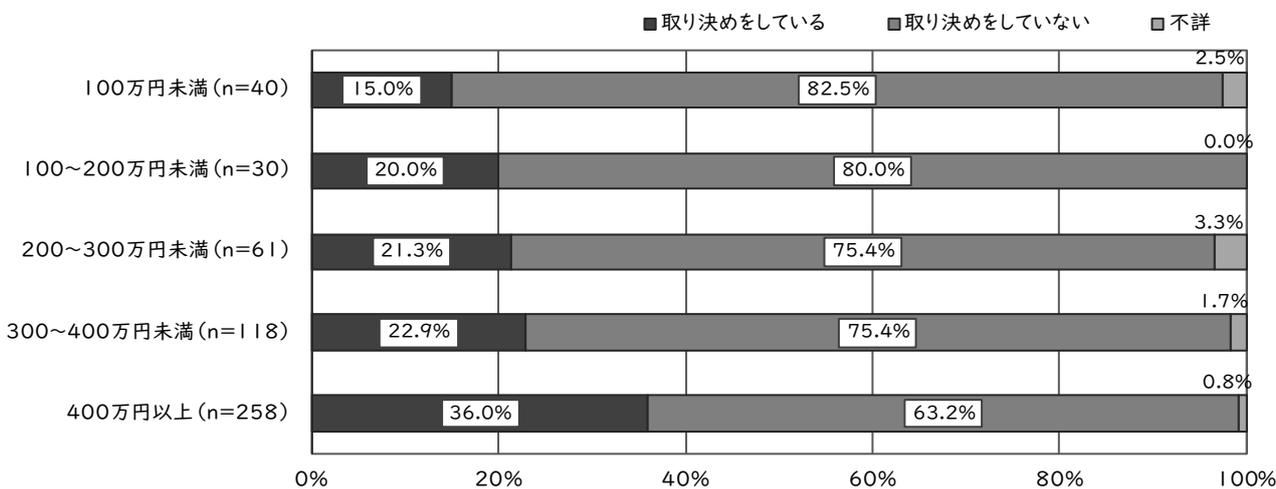


図5-2-1は、125 ページの図5-1-1で母子世帯において養育費の「取り決めをしていない」場合の、その理由（複数選択）を2021年全国調査の状況と比較したものです。

沖縄県、全国ともに「相手と関わりたくないから」が一番多く、次いで「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手に支払う能力がないと思ったから」の順に多いことがわかりました。また、3つの理由とともに、沖縄県のほうが全国と比べ割合が高いことも見えました。さらに、「相手と関わりたくないから」は、沖縄県と全国の差は6.8ポイントですが、経済的な理由と関連があると考えられる「相手に支払う意思がないと思ったから」（12.6ポイントの差）と「相手に支払う能力がないと思ったから」（10.9ポイントの差）は、全国との差が大きくなっていました。割合としては少ないですが、「相手に養育費を請求できることを知らなかったから」と「子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから」という情報不足が影響するものも沖縄県のほうが大きいこともわかりました。

図5-2-2は、126 ページの図5-1-3で父子世帯において養育費の「取り決めをしていない」場合の、その理由（複数選択）を2021年全国調査の状況と比較したものです。

沖縄県、全国ともに「相手に支払う能力がないと思ったから」が一番に多く、次いで「相手と関わりたくないから」、「自分の収入等で経済的に問題ないから」の順に多くなっていました（ただし、沖縄県は「相手に支払う意思がないと思ったから」も「自分の収入等で経済的に問題ないから」と同様に25.5%でした）。割合の高い2つの理由である、「相手に支払う能力がないと思ったから」と「相手と関わりたくないから」については、沖縄県のほうが全国と比べ割合が高いことが見えました。経済的な理由と関連のある「相手に支払う能力がないと思ったから」は17.2ポイントの差で、「相手と関わりたくないから」（12.6ポイント）と比べ差が大きいと言えます。

図5-2-1 【母子】あなたが養育費の取り決めをしていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください

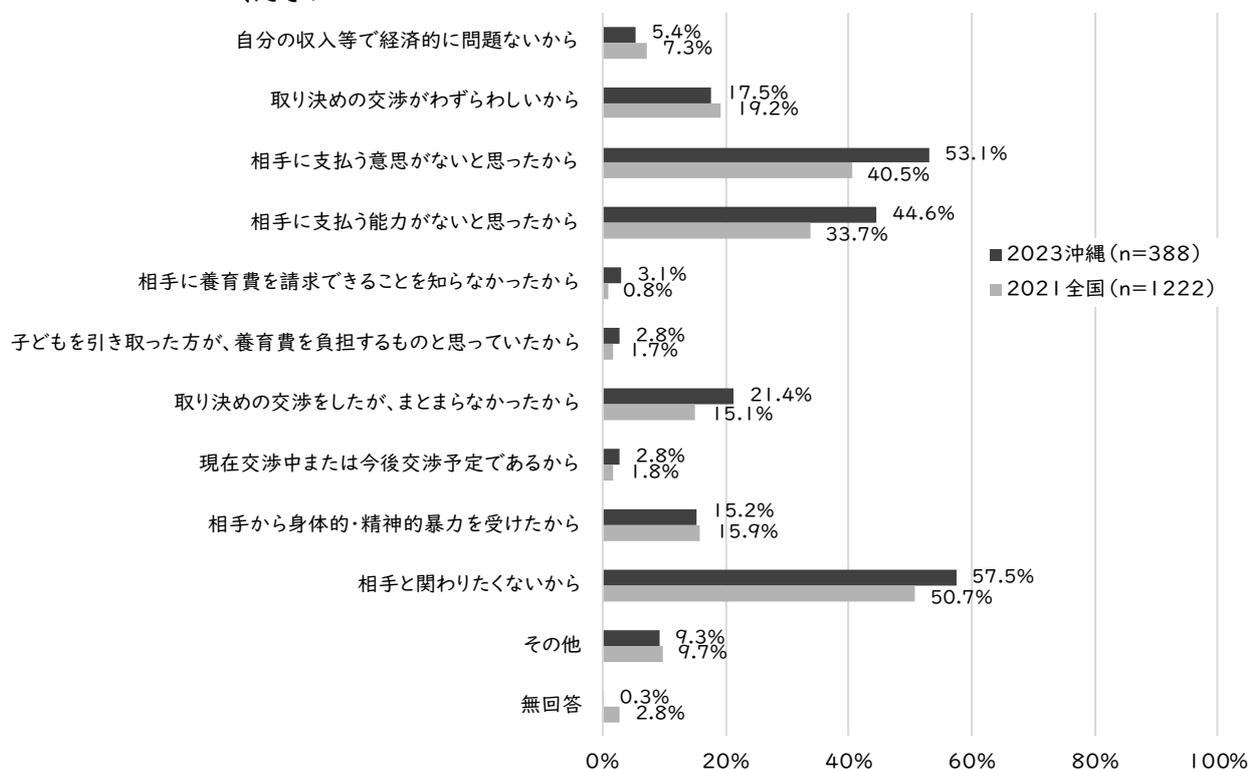
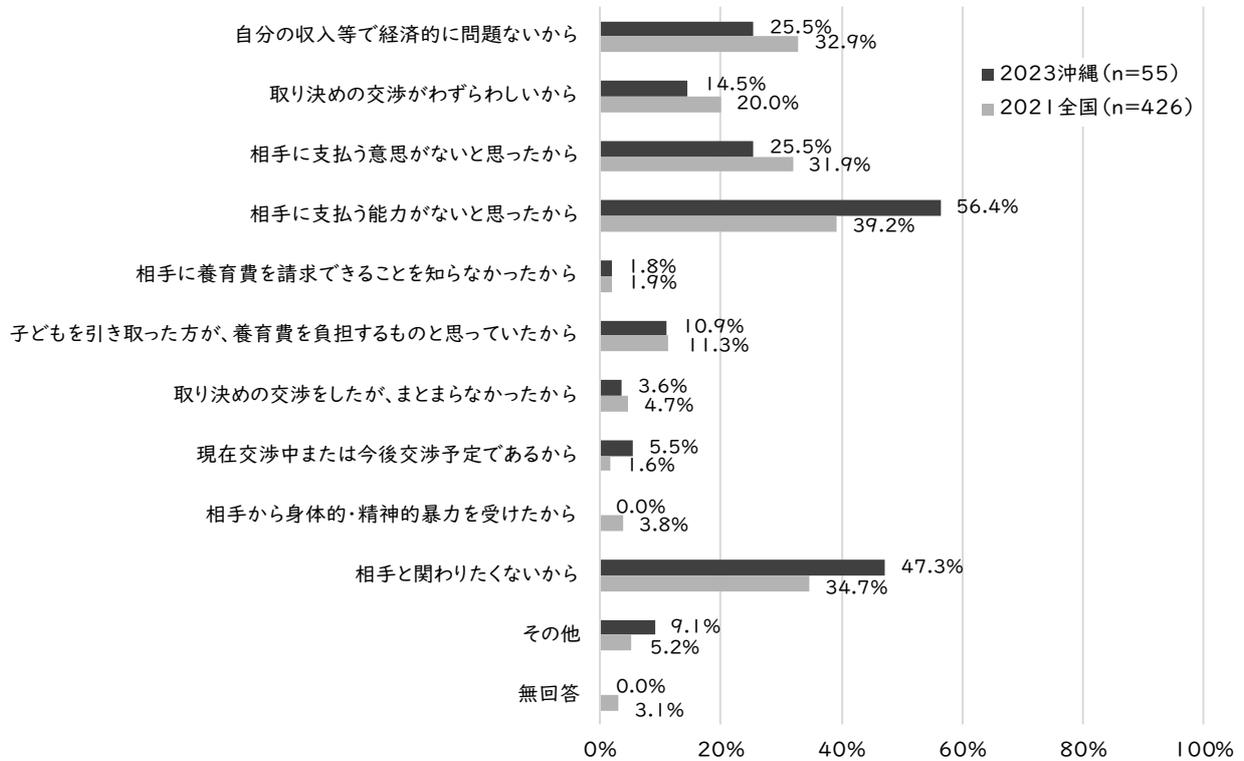


図5-2-2【父子】あなたが養育費の取り決めをしていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください



もっとも大きな理由

図5-2-3(母子世帯)は、図5-2-1の母子世帯における養育費の取り決めをしていない理由の複数の選択肢の中で最も大きな理由を示すものです。2021年全国調査と比較しています。

図5-2-3からは、図5-2-1と同様に、沖縄県、全国ともに「相手と関わりたくないから」が一番多くなっていましたが、2番目、3番目は、複数選択の図5-2-1と異なり、「相手に支払う能力がないと思ったから」「相手に支払う意思がないと思ったから」の順に多くなっていました。また、図5-2-1と異なり「相手と関わりたくないから」は沖縄県のほうが割合が低くなっていました。一方で、経済的な理由と関連があると考えられる後者のふたつの理由は沖縄県のほうが割合が高くなっていました。

図5-2-4(父子世帯)は、母子世帯と同様に図5-2-2の複数の選択肢の中で最も大きな理由を示すものです。2021年全国調査と比較しています。ただし、沖縄県は、サンプル数が55と少ないことから留意が必要です。

図5-2-4からは、沖縄県と全国でやや異なる傾向が見えました。沖縄県では、「相手と関わりたくないから」が最も高い割合でしたが、全国では「自分の収入等で経済的に問題ないから」が最も高くなっていました。次いで、沖縄県では「相手に支払う能力がないと思ったから」「無回答」の順に高く、全国では「相手と関わりたくないから」「相手に支払う能力がないと思ったから」の順になっていました。ちなみに全国で最も割合の高かった「自分の収入等で経済的に問題ないから」(22.1%)は沖縄県では9.1%で、13.0ポイントの差がありました。

図5-2-3【母子】あなたが養育費の取り決めをしていないもっとも大きな理由(1つ選択)

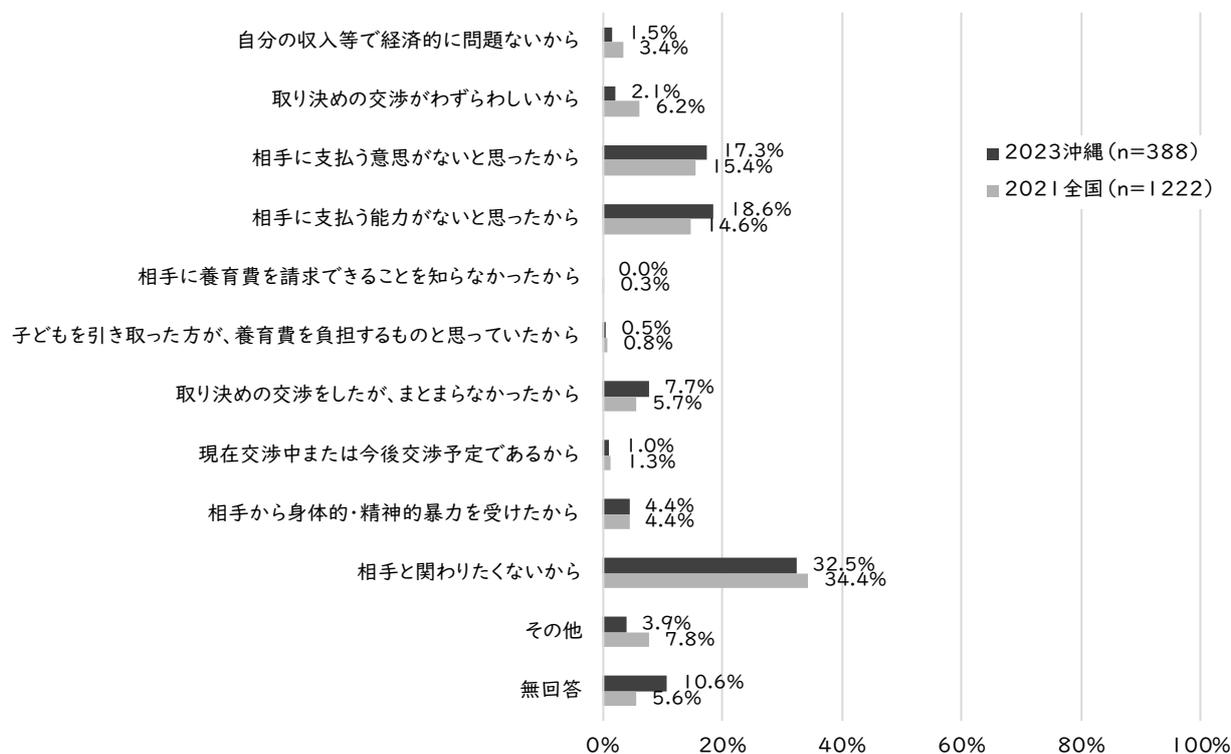
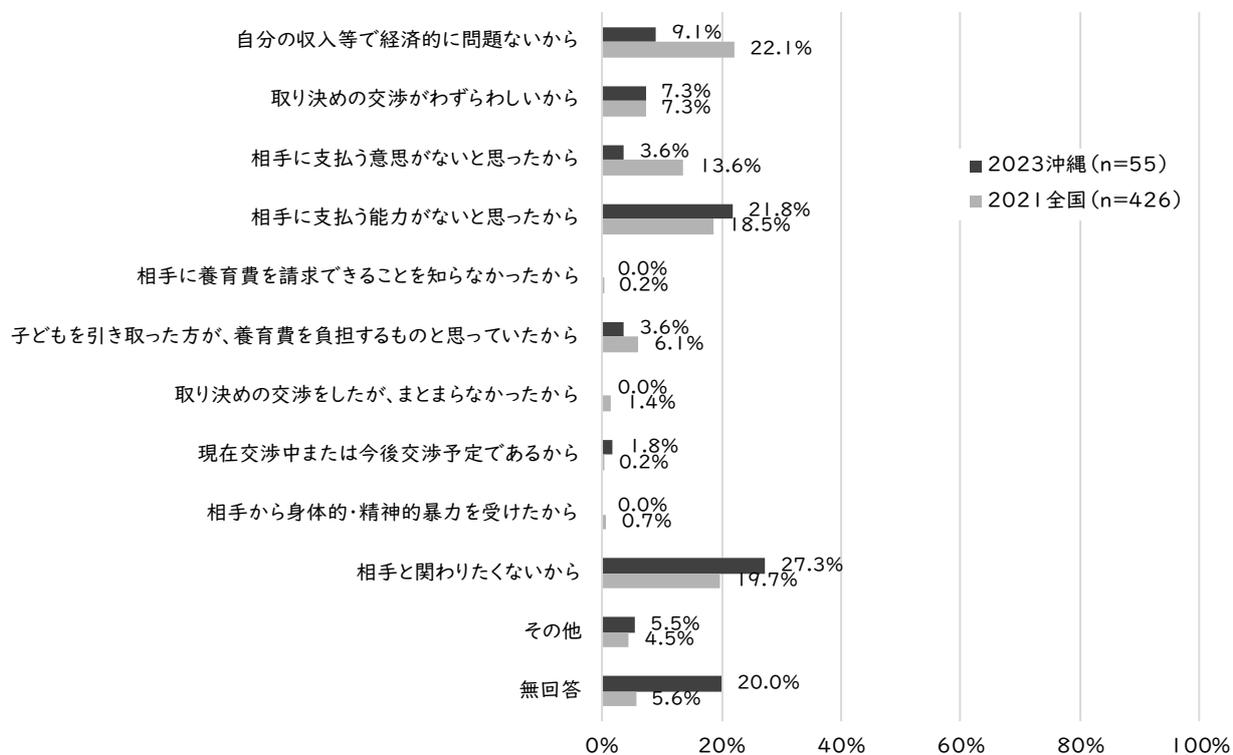


図5-2-4 【父子】あなたが養育費の取り決めをしていないもっとも大きな理由(1つ選択)



養育費の受給状況

図5-3-1は、母子世帯における養育費の受給状況について、全国の状況と比較したものです。「現在も受けている」割合は、沖縄県では21.8%でしたが、全国では28.1%であり、沖縄県のほうが6.3ポイント少ない状況でした。また、「受けたことがない」割合は、沖縄県では62.0%、全国では56.6%と、沖縄県のほうが5.4ポイント高くなっていました。

図5-3-2は、父子世帯における養育費の受給状況について、全国の状況と比較したものです。ただし、先述したように、沖縄県はサンプル数が69と少ないことから留意が必要です。「現在も受けている」割合は、沖縄県では1.4%でしたが、全国では8.8%であり、沖縄県のほうが7.4ポイント低い状況でした。受けている割合が沖縄県も全国も少ないながら、その差が目立つ状況でした。また、「受けたことがない」割合は、沖縄県では89.9%、全国では85.7%と、沖縄県のほうが4.2ポイント高くなっていました。

参考に、図5-3-3において2018年沖縄県調査のデータを提示しています。前回調査においては、質問文及び選択肢が異なる（特に、今回は選択肢に「その他」があった）ため、単純に比較することは慎重に考える必要があります。一方で、前回調査の選択肢「現在も、定期的に受け取っている」及び「現在も、定期的ではないが、ときどき受け取っている」の合計は、今回調査の「現在も受け取っている」と近接すると考えるならば、前回調査の前述の選択肢の合計は、母子世帯では18.1%、父子世帯では4.4%であり、今回調査（それぞれ、21.8%、1.4%）のほうが、母子世帯では高くなっており、父子世帯では低くなっていると言えます。

全国比較

図5-3-1【母子】養育費の受給の状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください

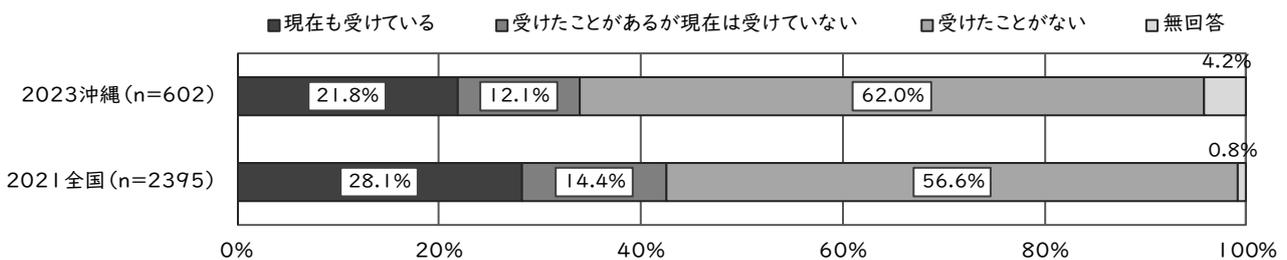
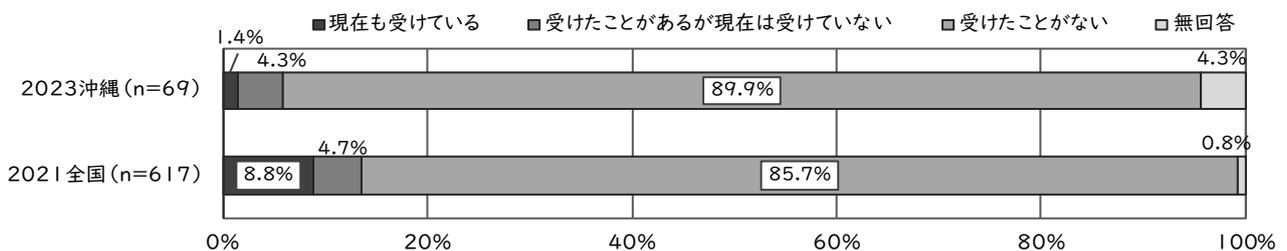
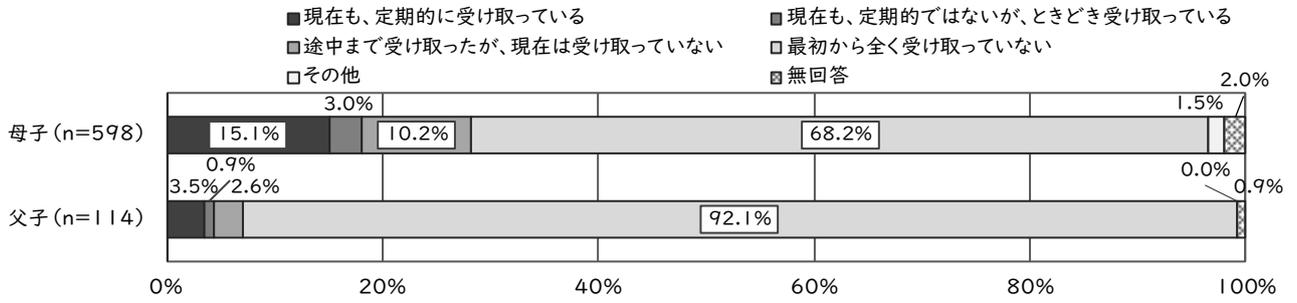


図5-3-2【父子】養育費の受給の状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください



参考：2018年沖縄県調査

図5-3-3【2018沖縄】養育費を受け取っていますか



就労収入 × 養育費の受給状況（母子のみ）

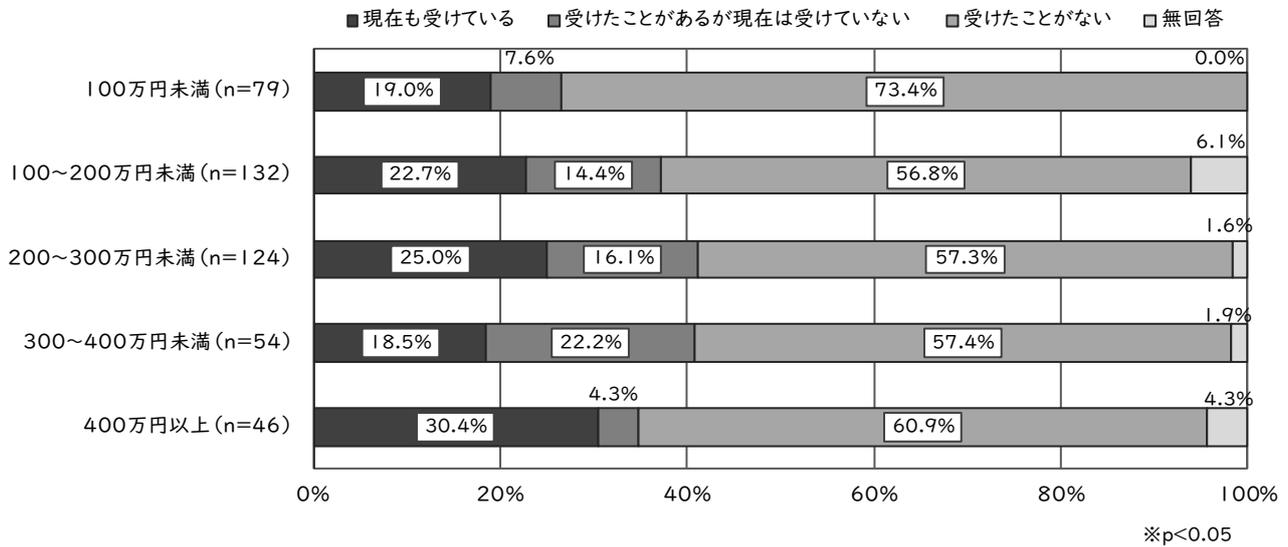
図5-3-4は、母子世帯における養育費の受給状況を、母親の就労収入階級別に見たものです。

300～400 万円未満の階級でやや低くなることを除くと、就労収入階級が低くなると「現在も受けている」割合は低くなる傾向が全体としては見えます。また、「受けたことがない」割合は、100 万円未満が最も高く73.4%であり、他の階層が約6割なのと比較すると、顕著に高いと言えます。

参考に、図5-3-5において、2021 年全国調査の同様のデータを提示しています。全国においては、「現在も受けている」割合と就労収入階級との関連性は見えないと言えます（400 万円以上の階級で高いことは例外です）。一方で、収入が低くなると「受けたことがない」割合は高くなる傾向が見えます。また、就労収入階級別の沖縄県と全国の差に注目すると、「現在も受けている」割合はどの階級も沖縄県のほうが全国と比べ低いことが見え、特に 100 万円未満の階級においてその差（9.9 ポイント）が最も大きくなっていました。

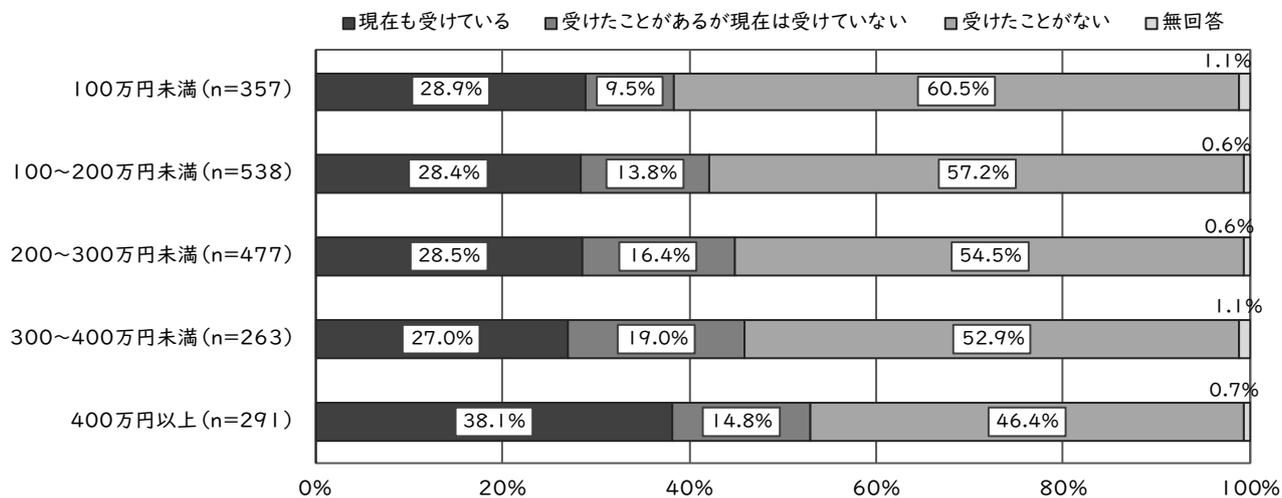
なお、父子世帯については、沖縄県における「現在も受けている」サンプル数が非常に小さいため分析しておりません。

図5-3-4 【母子】就労収入 × 養育費の受給状況



参考：2021年全国調査

図5-3-5【2021全国】就労収入×養育費の受給状況



養育費の金額

図5-3-6は、母子世帯が受け取っている養育費の平均月額について、2021年全国調査と比較したものです。134ページの図5-3-1で、養育費を「現在も受けている」または「受けたことがあるが現在は受けていない」母親のうち、養育費の額が決まっている場合の平均月額になります。沖縄県は37,901円でしたが、全国は50,204円であり、約12,000円ほど沖縄県のほうが低くなっていました。

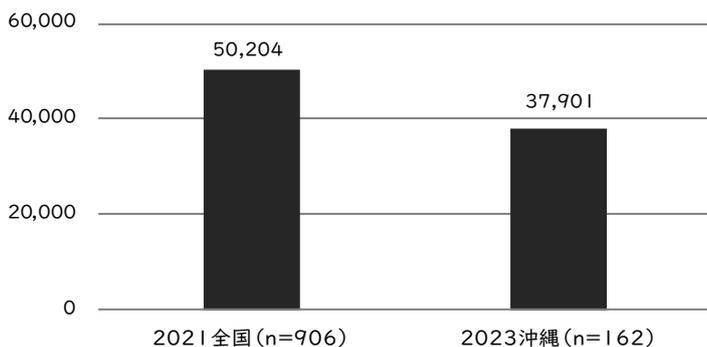
また、前回の2018年沖縄県調査においては、前述したように、養育費の受給に関する質問文及び選択肢が若干異なるため（135ページの図5-3-3を参照）、その比較や分析には留意が必要です。一方で、類似の質問であることから比較は可能であると考えられ、図5-3-7にて比較を行っています。2018年は40,500円であり、2023年は、約2,000円ほど平均月額が減少していました。

父子世帯については、サンプル数が少なく平均月額については分析していません。

図5-3-8は、養育費の平均月額の分布を示すもので、2018年沖縄県調査と今回調査での比較を行っています（ただし、先述のように留意が必要です）。すると、大きな変化はないと言えますが、「1～2万円未満」と「2～3万円未満」の割合が若干高くなり、「5～7万円未満」と「7～10万円未満」の割合が若干低くなっていました。

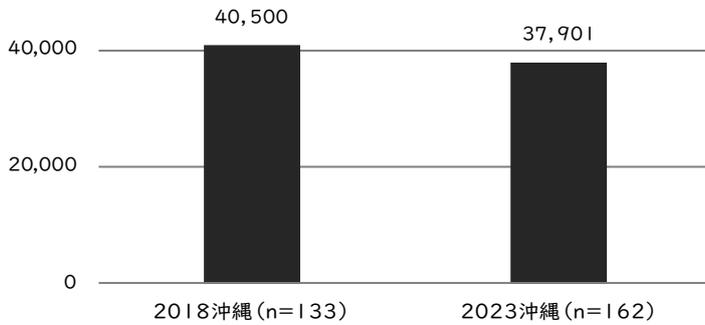
全国比較

図5-3-6 【母子】養育費の平均月額



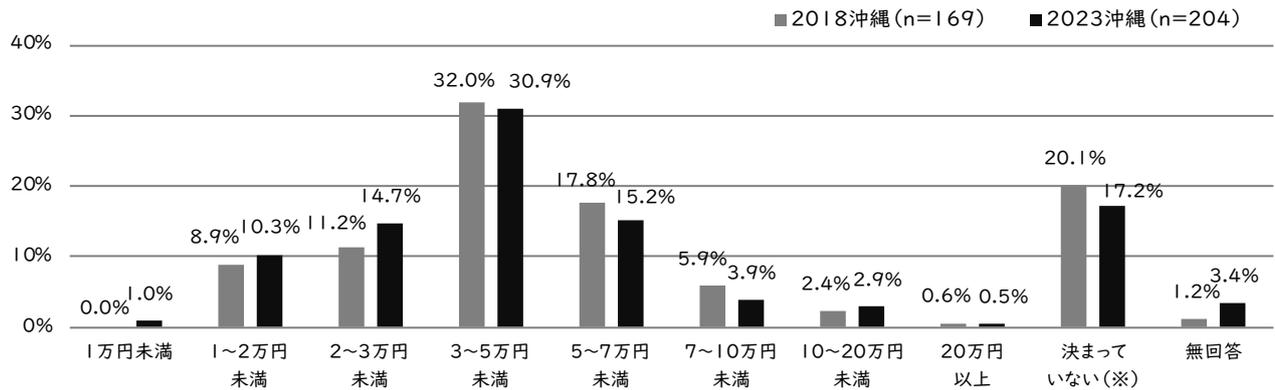
経年比較

図5-3-7【母子】養育費の平均月額



※2018年沖縄県調査では、千円単位までの回答となっている

図5-3-8【母子】養育費の月額



※2018年沖縄県調査では、「特に決まっていない」

全国比較

図5-4-1は、母子世帯における面会交流の取り決め状況について、2021年全国調査の状況と比較したものです。「取り決めをしている」割合は、沖縄県では20.8%でしたが、全国では30.1%であり、沖縄県のほうが9.3ポイント少ない状況でした。

図5-4-2は、図5-4-1で面会交流の「取り決めをしている」を選択した場合の、その取り決めの方法について、全国の状況と比較したものです。「文書あり(調停、審判など裁判所における取り決め)」は、沖縄県では29.6%、全国では46.5%で、「文書あり(その他の文書)」は、沖縄県では28.0%、全国では22.1%で、「文書なし」は、沖縄県では40.8%、全国では29.6%でした。裁判所などを通す「文書あり(調停、審判など裁判所における取り決め)」は、沖縄県では全国に比べ少ないことがわかりました。

図5-4-3は、父子世帯における面会交流の取り決め状況について、全国の状況と比較したものです。「取り決めをしている」割合は、沖縄県では20.3%でしたが、全国では31.3%であり、沖縄県のほうが11.0ポイント少ない状況でした。

父子世帯の父親については、「取り決めをしている」サンプル数が少ないため、取り決めの方法についての全国との比較は行っていません。

母子

図5-4-1【母子】面会交流の取り決めの状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください

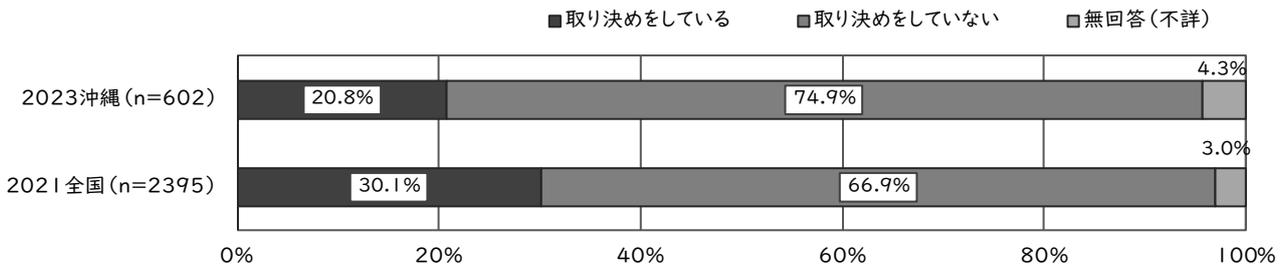
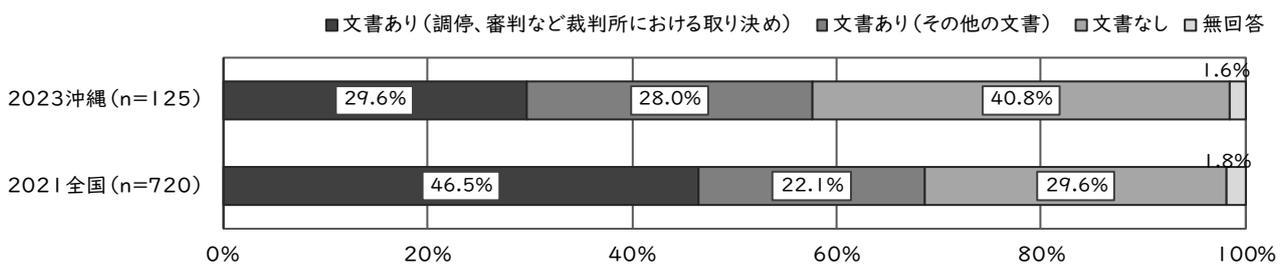
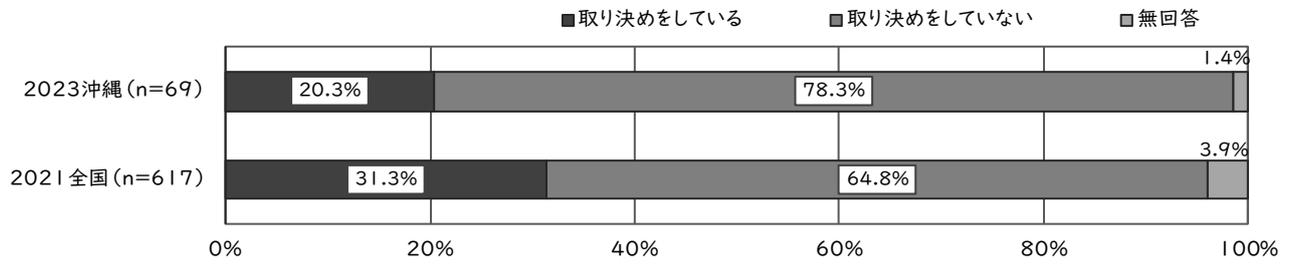


図5-4-2【母子】(面会交流の)取り決めの方法について、あてはまるもの1つに○をつけてください



父子

図5-4-3【父子】面会交流の取り決めの状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください



経年比較

図5-4-4は、母子世帯における面会交流の取り決め状況について、前回の2018年沖縄県調査と経年比較したものです。「取り決めをしている」のは、前回調査では29.3%でしたが、2023年調査では20.8%と8.5ポイント減少しています。「取り決めをしていない」は67.6%から74.9%と7.3ポイント増加していることがわかりました。

図5-4-5では、父子世帯における面会交流の取り決め状況について、前回調査と経年比較したものです。「取り決めをしている」のは、前回調査では28.1%でしたが、2023年調査では20.3%と7.8ポイント減少しています。「取り決めをしていない」は66.7%から78.3%と11.6ポイント増加していることがわかりました。

図5-4-4 【母子】面会交流の取り決め状況

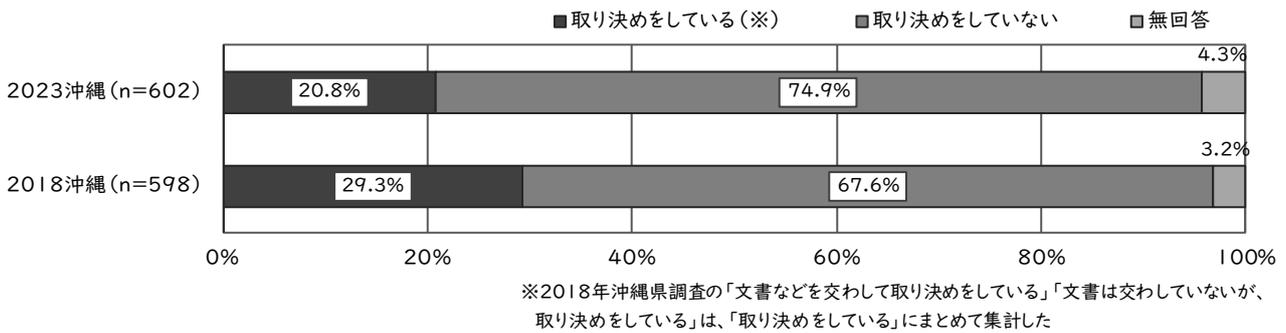


図5-4-5 【父子】面会交流の取り決め状況

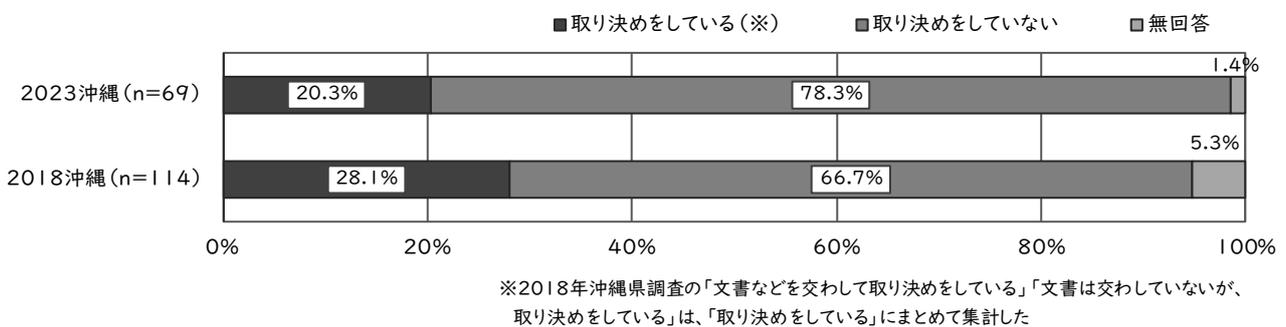


図5-5-1は、140 ページの図5-4-1で母子世帯において面会交流の「取り決めをしていない」場合の、その理由（複数選択）を2021年全国調査の状況と比較したものです。

沖縄県、全国ともに「相手と関わり合いたくないから」が一番多く、次いで「相手が面会交流を希望しないから」、「取り決めをしなくても交流できるから」の順に多いことがわかりました。また、3つの理由ともに、沖縄県のほうが全国と比べ割合が高いことも見えました。

さらに、3つの中で「相手と関わり合いたくないから」は、他の二つと比較して沖縄県と全国の差が大きい（8.8ポイントの差）ことが目立つ結果でした。

また、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」という夫婦関係や親子関係に深刻な暴力的問題があったゆえに面会交流の取り決めを行わない割合が、沖縄県、全国において10～12%程度ありました。また、「子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから」も沖縄県、全国において約5%程度あることも言及しておいたほうがよいでしょう。

図5-5-2は、141 ページの図5-4-3で父子世帯において面会交流の「取り決めをしていない」場合の、その理由（複数選択）を2021年全国調査の状況と比較したものです。

沖縄県、全国ともに「相手と関わり合いたくないから」「取り決めをしなくても交流できるから」の2つが割合の高い理由でした（2つの順番は沖縄県・全国で異なります）。また、この2つの理由については、沖縄県のほうが全国と比べ割合が高いことが見えました。特に、「相手と関わり合いたくないから」は、母子世帯と同様に、沖縄県と全国の差が大きい（11.9ポイントの差）ことが目立つ結果でした。

沖縄県では、3番目に「子どもが会いたがらないから」の割合が高く、全国では、3番目に「取り決めの交渉がわずらわしいから」となっていました。

図5-5-1 【母子】あなたが面会交流の取り決めをしていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください

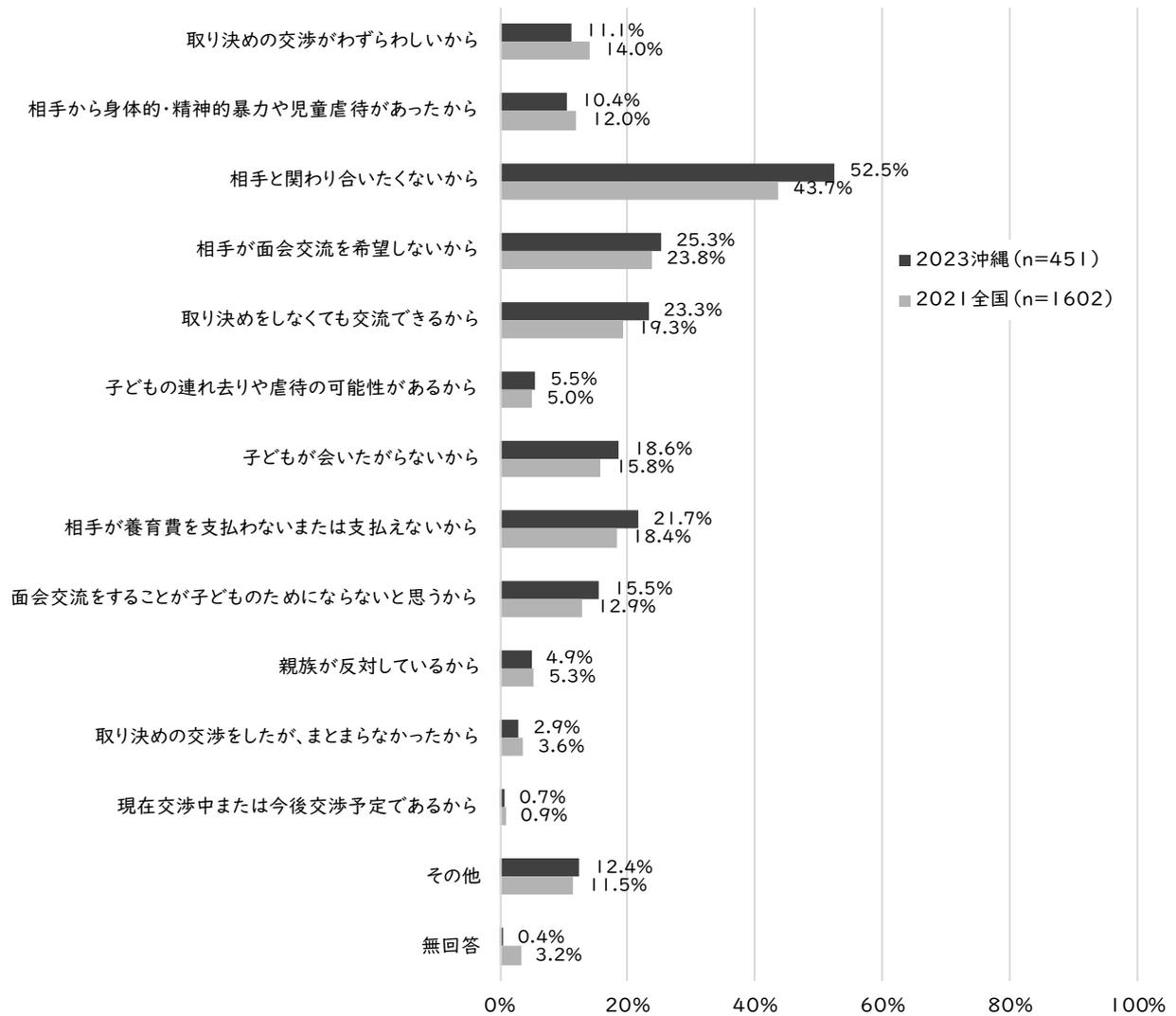
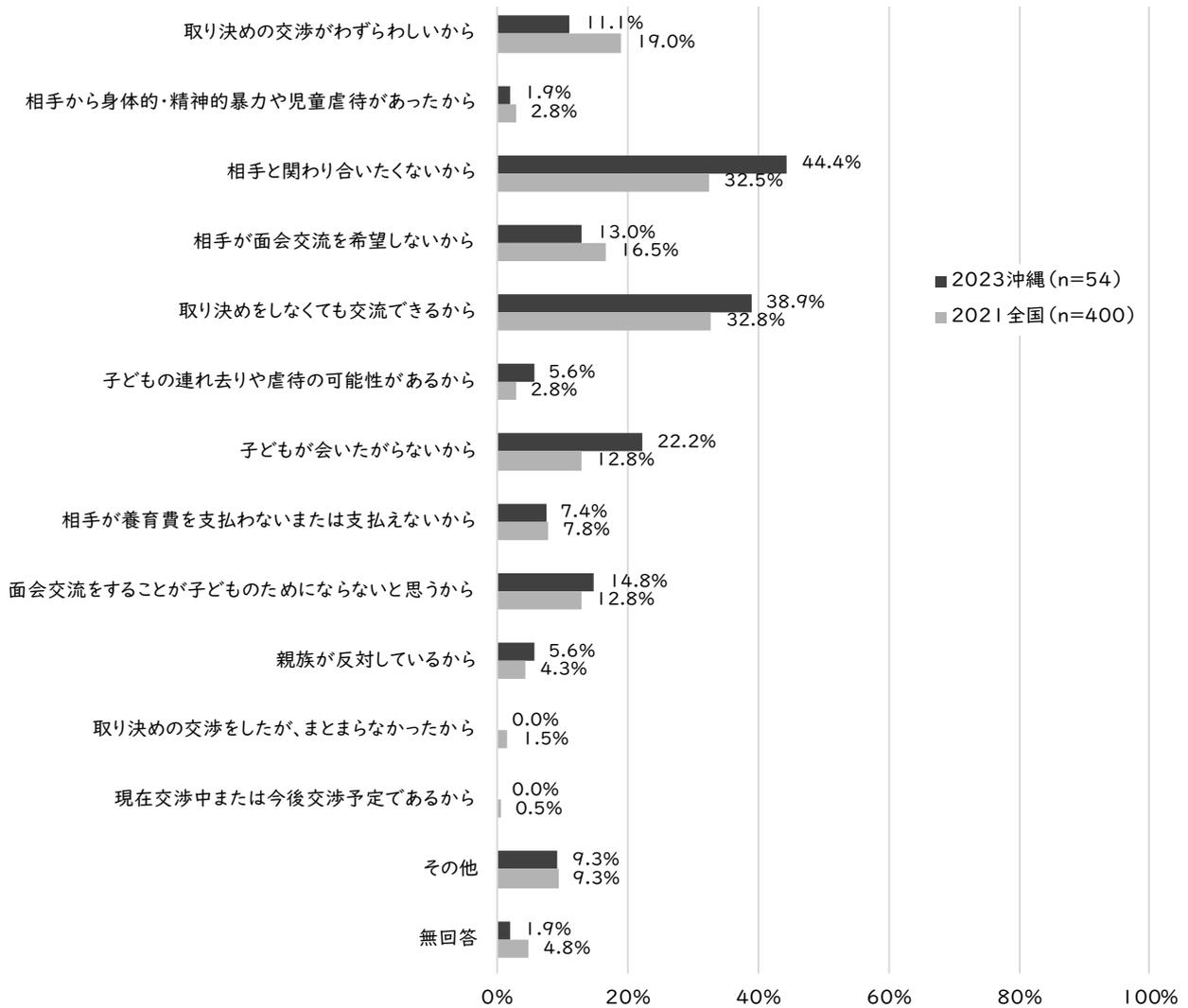


図5-5-2 【父子】あなたが面会交流の取り決めをしていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください



もっとも大きな理由

図5-5-3は、144 ページの図5-5-1の母子世帯における面会交流の取り決めをしていない理由の複数の選択肢の中で最も大きな理由を示すものです。2021 年全国調査と比較しています。

図5-5-3からは、図5-5-1と同様に、沖縄県、全国ともに「相手と関わり合いたくないから」が一番多いことがわかりました。「相手と関わり合いたくないから」の割合は沖縄県のほうが高かったのですが、ほとんど差がない状況でした。

2番目と3番目については、図5-5-1と異なり、沖縄県・全国とともに「取り決めをしなくても交流できるから」のほうが、「相手が面会交流を希望しないから」よりも高くなっていました。

図5-5-4は、母子世帯同様に、父子世帯における図5-5-2(145 ページ)の複数の選択肢の中で最も大きな理由を示すものです。ただし、沖縄県は、サンプル数が54と少ないことから留意が必要です。

図5-5-4からは、図5-5-2と同様に「相手と関わり合いたくないから」と「取り決めをしなくても交流できるから」の2つの選択肢が、沖縄県、全国ともに高い割合でした。一方で、図5-5-2と異なり、沖縄県、全国ともに「取り決めをしなくても交流できるから」のほうが「相手と関わり合いたくないから」より高い割合を示しました。また、沖縄県では、3番目に「無回答」の割合が高く、全国では、3番目は「取り決めの交渉がわずらわしいから」になっていました。

図5-5-3 【母子】あなたが面会交流の取り決めをしていないもっとも大きな理由(1つ選択)

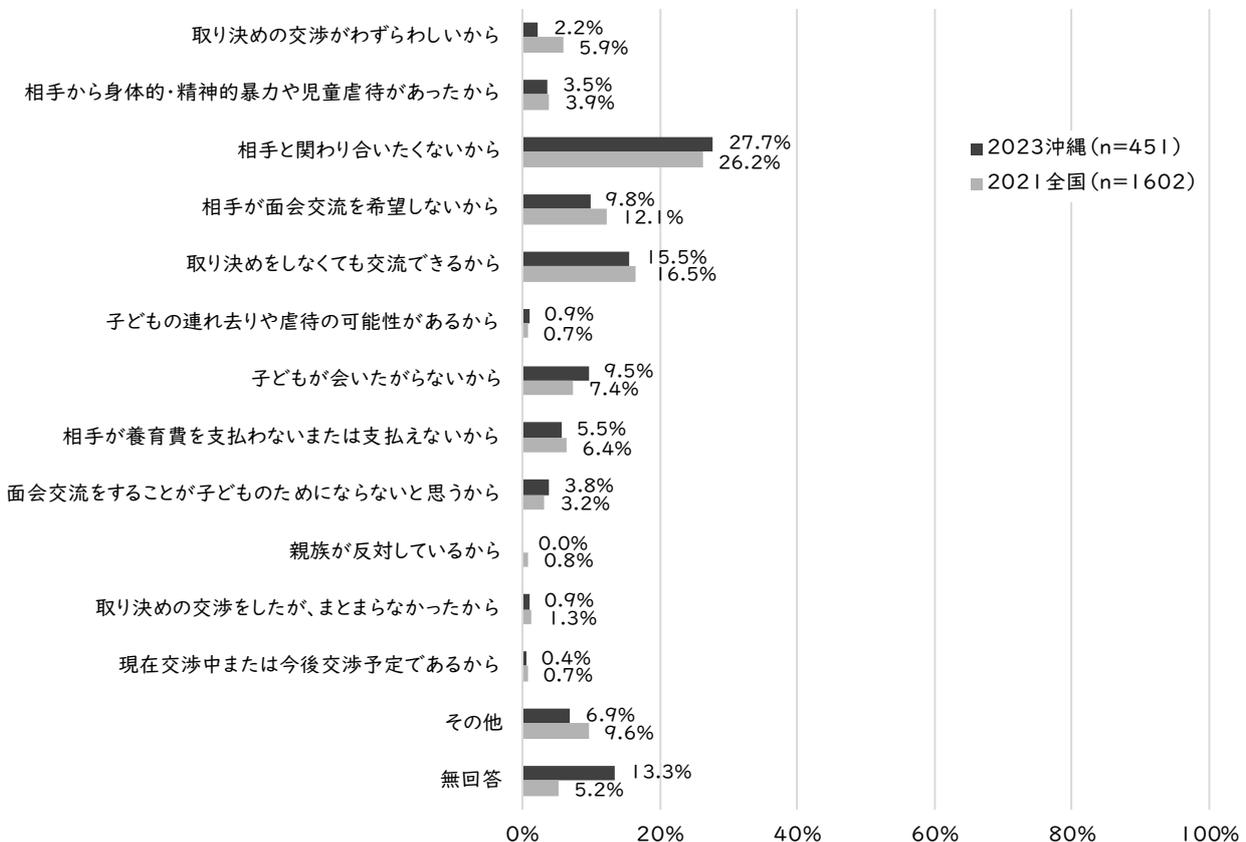
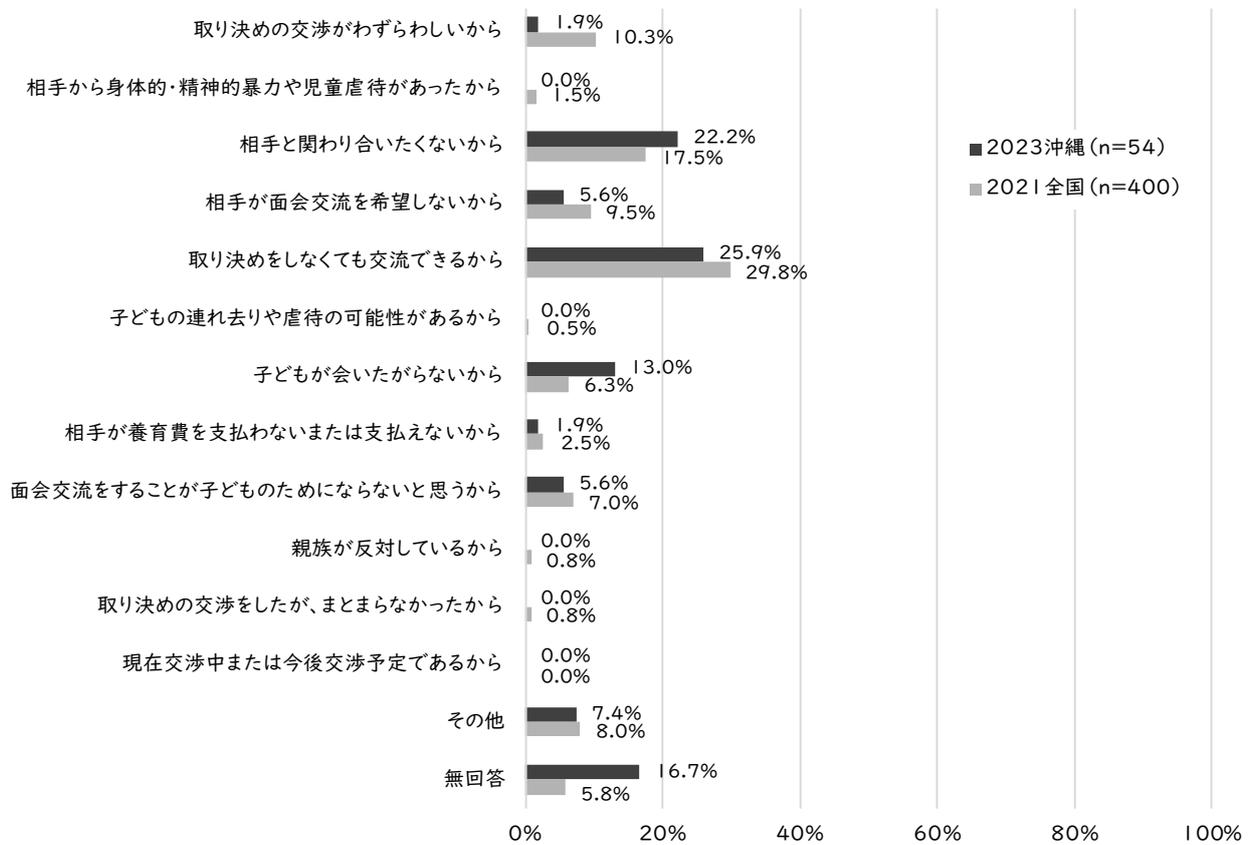


図5-5-4 【父子】あなたが面会交流の取り決めをしていないもっとも大きな理由(1つ選択)



面会交流の実施状況

図5-6-1は、母子世帯における面会交流の実施状況について、2021年全国調査の状況と比較したものです。

「現在、面会交流を行っている」割合は、沖縄県では32.7%でしたが、全国では29.8%であり、沖縄県のほうが2.9ポイント高い状況でした。また、「面会交流を行ったことがない」割合は、沖縄県では41.7%、全国では45.5%と、沖縄県のほうが3.8ポイント低くなっていました。

図5-6-2は、父子世帯における面会交流の実施状況について、2021年全国調査の状況と比較したものです。ただし、沖縄県は、サンプル数が69と少ないことから留意が必要です。

「現在、面会交流を行っている」割合は、沖縄県では52.2%でしたが、全国では47.6%であり、沖縄県のほうが4.6ポイント高い状況でした。また、「面会交流を行ったことがない」割合は、沖縄県では30.4%、全国では32.1%と、沖縄県のほうが1.7ポイント低くなっていました。

図5-6-1【母子】面会交流の実施状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください

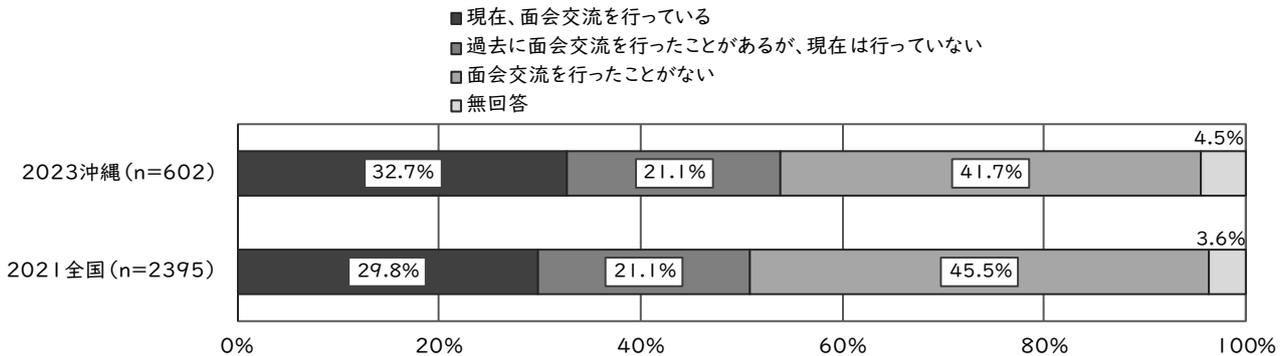
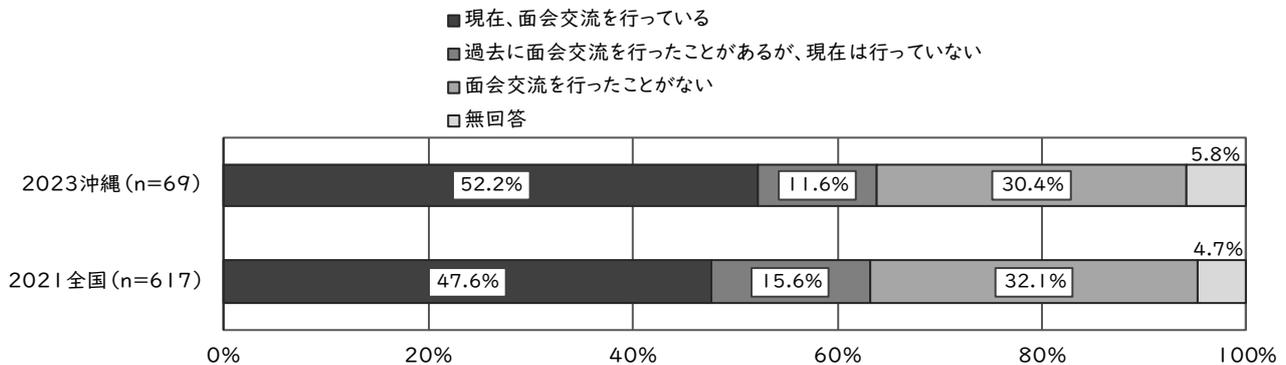


図5-6-2【父子】面会交流の実施状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください



面会交流の頻度

図5-6-3は、母子世帯における面会交流の頻度について、全国の状況と比較したものです。

図5-6-1で、「現在、面会交流を行っている」または「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」母親についてのみ尋ねた結果になります。

図5-6-3からは、月1回以上実施している（「月2回以上」及び「月1回」）割合については、沖縄県では41.3%、全国では37.8%であり、沖縄県のほうが高いことがわかりました。特に、「月2回以上」という頻度の高い場合は、沖縄県のほうが多い状況がありました（その差は5.1ポイント）。

図5-6-4は、父子世帯における面会交流の頻度について、全国の状況と比較したものです。

図5-6-2で、「現在、面会交流を行っている」または「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」父親についてのみ尋ねた結果になります。

図5-6-4からは、月1回以上実施している（「月2回以上」及び「月1回」）割合については、沖縄県では61.3%、全国では51.3%であり、沖縄県のほうが高いことがわかりました。特に、「月2回以上」という頻度の高い場合は、沖縄県のほうが多い状況がありました（その差は15.0ポイント）。

図5-6-3【母子】面会交流の頻度のうち、あてはまるもの1つに○をつけてください

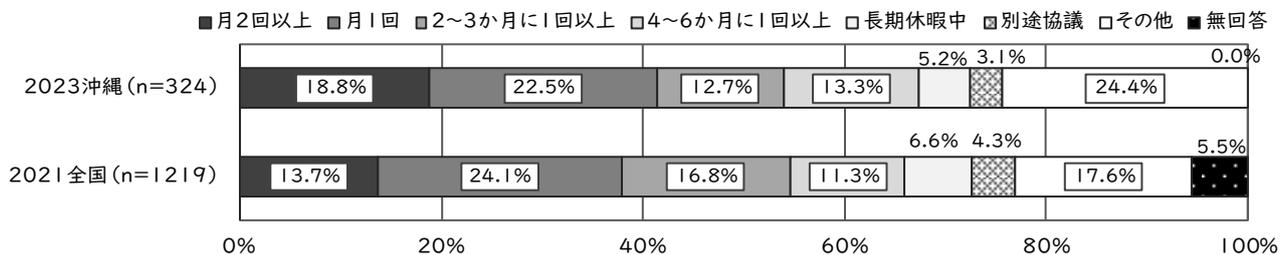
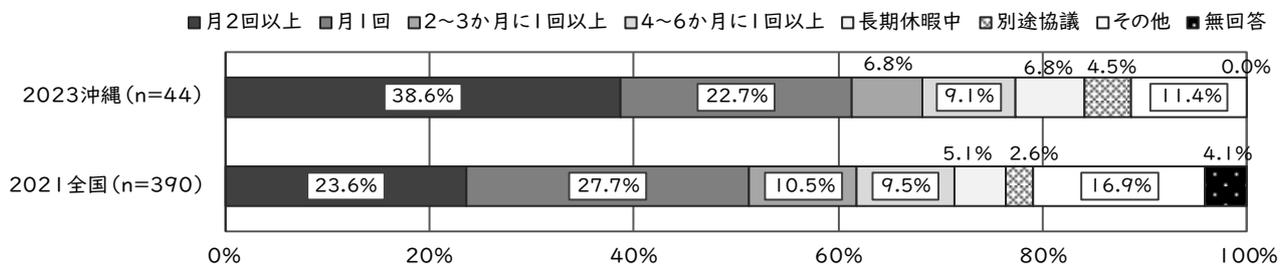


図5-6-4【父子】面会交流の頻度のうち、あてはまるもの1つに○をつけてください



第 5 章 考 察

本章は、養育費と面会交流についての調査の結果を示すものです。

養育費については、離婚時の取り決め及び実際の受給状況、その額などについて分析をしています。分析にあたり、2021 年全国調査や、前回の 2018 年沖縄県調査と比較を行っています。

第1節からは、養育費の取り決め状況について、母子世帯、父子世帯ともに、全国と比較して「取り決めをしている」割合は低いことがわかりました。さらに、母子世帯についてのみですが（父子世帯はサンプル数が少ないため分析できませんでした）、取り決め方法について公正証書などで文書を交わしている割合も少ないことがわかりました。養育費の取り決めについては、2020 年（令和2年）に施行された改正民事執行法によって、離婚時に公正証書（一定の条件を満たすことが必要）を作成することにより、養育費の不払い時に、相手方の預金や勤務先等の情報を取得することが可能となっており、養育費の確保につながりやすくなっています。沖縄県の「取り決めをしている」割合の低さは、こうしたことから改善が求められます。

第2節では、取り決めをしていない理由について分析をしています。養育費の取り決めをしない、さらに養育費の受給や支払いがない理由にはさまざまなことが考えられますが、大きく分ければ、相手に対する拒否感に関連する理由と、経済的な理由が考えられるでしょう。第2節の分析からも、沖縄県、全国ともに、相手に会いたくないという理由と、相手の経済状況等に関連する理由が大きいことがわかりました。ただ、沖縄県の場合、後者の経済状況に関連する理由が全国と比較して割合として高いことも見え、沖縄県における所得の低さ（特に、男性の所得の低さ）との関連性も推察される結果でした。

第3節では、養育費を現在受けている割合やこれまで受けたことがある割合は、やはり全国に比べ沖縄県の母子世帯、父子世帯では少ないことが見えました。受給している場合の実際の金額についても、12,000 円ほど沖縄県のほうが少ない状況がありました。

また、第2節や第3節の結果をさらに詳細に分析するために、第1節の後半では、養育費の取り決め状況と母親・父親の経済状況（就労収入）との関連性、第3節の後半では、養育費の受給状況と母親の経済状況（就労収入）の関連性（父親はサンプル数が少なく分析不可）を探っています。すると、低収入世帯ほど、養育費の取り決めを行っていない、また、実際に養育費を受け取っていないことがわかりました。

養育費に関しては、ひとり親支援の重要な施策のひとつです。そのため、低収入世帯ほど養育費を受け取ることができていない状況については、押さえておく必要があるでしょう。また、このことと関連して、養育費の取り決めをしない理由として「相手に養育費を請求できることを知らなかったから」と「子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから」という、離婚手続きについての誤解や情報不足が影響している点をあげている方も一定の割合で存在しており、情報提供のあり方は常に見直していく必要があるでしょう。

第4節は、面会交流の取り決めについての結果です。全国との比較では、養育費の取り決め状況と同様の傾向が見えました。つまり、沖縄県では全国と比較して面会交流について「取り決めをしている」割合は低く、取り決め方法について全国と比較した母子世帯においては、公正証書などで文書を交わしている割合も全国に比べて少ないことがわかりました。

第4節の後半では、面会交流の取り決め状況について前回の 2018 年沖縄県調査との経年比較を行っていますが、母子世帯、父子世帯ともに、この5年間で「取り決めをしていない」割合が増加していることがうかがえました。その理由については、本調査から分析することは困難ですが、コロナ禍において人との接触が制限されたなどにより、離婚後の面会交流について話す機会やモチベーションが落ちたなど、2020 年からのコロナ禍の影響が考えられるかもしれません。

第5節では、面会交流の取り決めをしていない理由を探っています。結果としては、相手に対する拒否感と、特別に取り決めをしなくても交流ができるという理由が大きいことがわかりました。一方で、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」や「子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから」などの虐待や暴力問題と絡んだ理由が一定数あることも念頭に置いておくべき点でしょう。

第6節は、実際の面会交流の実施状況についての結果です。第4節で見た、取り決め状況と対照的に、全国と比較して沖縄県では、面会交流の現在の実施割合は高いことがわかりました。沖縄県で実施割合が高い理由を本調査から分析することは困難ですが、全国と比べ本県が島しょ県という特徴を持つことから、母親・父親が現在住む地域間の距離の近さなども関連しているかもしれません。

養育費の支払いや面会交流については、母親・父親間だけの問題ではなく、子どもの福祉にとっても重要な意味を持つものです。特に、こども基本法が施行され、子どもの権利についても考慮に入れていく必要があり、母親・父親間での適切な合意形成が望ましい場合も多いと考えられます。一方で、感情的なしこりや対立がある場合やDVなどの問題があった場合は、当事者間での協議が難しいことがあります。そうした場合に、公的なサービスなどを利用することによって問題解決の一助となる可能性も高まります。先にも触れたように、公正証書を交わしておくことは、養育費の確保に役立つように法律も改正しています。少なくとも、そうした社会資源の情報が、幅広くひとり親世帯に伝わる工夫は必要でしょう。

